

一般財団法人都城市スポーツ協会 地区体育振興費支出要綱

(目的)

第1条 都城市における各地区住民の健康増進と生涯スポーツの振興を図るため、地域体育振興費を支出する。

(支出対象)

第2条 支出の対象となる団体及び事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各地区体育協会等が主催する地区体育祭等の各種スポーツレクリエーション事業
- (2) 都城市各地区体育協会の組織の充実と運営の効率化に資する事業
- (3) 都城市地区体育協会連絡協議会の組織の充実と運営の効率化に資する事業

(支出額)

第3条 支出額は、次の各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 各種スポーツレクリエーション事業 30,000円/1地区
- (2) 地区体育協会 81,000円/1地区
- (3) 都城市地区体育協会連絡協議会 81,000円

(交付申請)

第4条 地区体育振興費の交付申請をしようとするときは、毎度年末までに一般財団法人都城市スポーツ協会会長あてに次の各号に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書及び報告書
- (3) 収支予算書及び決算書

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日一部改正
- 3 平成26年7月1日一部改正
- 4 平成30年6月1日一部改正
- 5 令和3年4月1日一部改正（名称変更）